選挙に関する規約の抜粋

第4章　役員、評議員、職員

（役員）

第12条　本会に、次の役員を置く。

(1)理事

1) 5名以上15名以内（うち、理事長1名及び副理事長1名）

2) 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

3)理事候補者は、別に定めるところにより、選挙によって選出する。

4)選挙によって選出する理事候補者（以下「選挙理事候補者」という。）の数は、理事会の決議により定める。ただし、理事長は、選挙理事候補者とは別に、評議員の中から2名以内の理事候補者を指名することができる。

(2)　監事

　監事は1名以上2名以内とする。

（役員の選任）

第13条　理事は、理事候補者の中から、社員総会において選任する。

　　　2. 監事は、評議員の中から社員総会において選任する。

3. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4. 副理事長は、選挙理事候補者から選任された理事の中から理事長が指名する。

5. 理事および監事は、兼務することができない。

細則

第2章　役員等の選出

（役員の選出）

第15条　本会の役員は本会の定款に定められたことのほかは、この細則に従って選出される。

2. 理事（選挙理事）及び監事は、社員の中から社員の無記名投票により選出する。

3. 理事及び監事の被選挙者は自薦あるいは社員の他薦による立候補とする。

4. 理事への立候補者は、原則として｢所信表明」を行う。

5. 役員は、得票数の多い順に定数までが任命される。

6. 投票で同得票数の場合は、籤引きにより決定する。

7. 理事の立候補者は、理事就任時に満65歳未満とする。

8. 監事の立候補者は、監事就任時に満65歳未満とする。

9. 選挙理事と監事は同時に被選挙者となることはできない。

（選挙管理委員会）

第16条　理事会は、評議員の中から、選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。

2.　選挙管理委員会は、理事及び監事の選挙に関する業務を行う。

3.　選挙管理委員会は、選挙に関する疑義を適正に処理する。

4.　選挙管理委員は、役員（選挙理事、監事）の被選挙権は有しない。

5.　選挙に関する日程、投票の方法は、選挙管理委員会で決定、投票日の一か月前までに社員に公示する。